

● 落札者決定基準 簡易 I 型（施工計画を求める場合）の評価項目と加算点

(別紙-1)

【工事名: 上牧中学校旧校舎解体及び外構整備工事】

公告日 令和8年6月29日

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
施工計画	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性 (評価項目に付き最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。なお、技術提案項目が2項目ある場合は、1項目ごとに1提案までとする)	a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる (1提案中、箇条書き羅列提案の場合の評価については、箇条書き各0.5点とし、Max2点とする) c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a. bに該当しない	3点/1提案 Max2点/1提案 0	Max6点
	施工管理	施工上留意すべき事項の適切性 (評価項目に付き最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。なお、技術提案項目が2項目ある場合は、1項目ごとに1提案までとする)	a. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる (1提案中、箇条書き羅列提案の場合の評価については、箇条書き各0.5点とし、Max2点とする) c. 施工管理方法が適切であるが、上記a. bに該当しない	3点/1提案 Max2点/1提案 0	Max6点
技術提案書 (注8)	企業の施工実績 (注3) ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000認証を取得している	2点	小計 12点 満点
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000認証を取得している	1点	
			c. 上記a. bに該当しない	0	
	企業の施工実績等	配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績(注4)(注7)	過去15年間に元請(JVの構成員として請け負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験(注1)(注5)(注6)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、奈良県又は上牧町が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2点
b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人又は地方公共団体(奈良県、上牧町を除く)が発注し完成・引渡が完了した同種工事の実績がある				1点	
c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として、国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県、上牧町を含む)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある				1点	
d. 上記a. b. cに該当しない				0	
地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注3)	建設業法第3条第1項に規定する本店、支店又は営業所の所在地		a. 本工事の公告日時点において、上牧町内に建設業許可を受けている本店、支店又は営業所がある	2点	
			b. 本工事の公告日時点において、高田土木事務所管内に建設業許可を受けている本店、支店又は営業所がある	1点	
			c. 本工事の公告日時点において、奈良県内に建設業許可を受けている本店、支店又は営業所がある	0.5点	
			d. 上記a. b. cに該当しない	0	
社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注3)	災害協定の締結		a. 国、奈良県、又は上牧町が発注した工事で、上牧町内の工事実績がある	1点	
			b. 上記aに該当しない	0	
加算点合計				20.0点満点	

● 落札者決定基準 簡易 I 型（施工計画を求める場合）の評価項目と加算点

（別紙-1）

【工事名：上牧中学校旧校舎解体及び外構整備工事】

公告日 令和8年6月29日

- (注1) ・表彰における過去4年間とは、令和4年4月1日～令和8年3月31日までに完成・引渡が完成した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。
・なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し表彰として加点するものとする。
・配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注2) ・国土交通省近畿整備局発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
・アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、木造建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、塗装工事、維持修繕工事、さく井工事、プレハブ建築工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
・奈良県県主マネジメント部発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
・舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事（土木設備・建築設備・下水道設備）・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」、さく井工事・交通安全施設工事
・奈良県県主マネジメント部発注の建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含むものとする。
- (注3) ・JVの場合は全構成会社別に採点（小数点3位以下を切捨てし、小数第2位まで算出）し、構成会社別の得点を出資比率による加重平均（小数点3位以下を切捨てし、小数第2位まで算出）する。
- (注4) ・同種工事の実績要件は、当該工事の入札公告第2の3に定めるものとする。
・なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に 限るものとする。
・現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。
・同種工事の実績のある専任補助者（現場代理人）を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。
・配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者（現場代理人）の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者（専任補助者制度を活用しない場合）又は専任補助者（現場代理人）を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければなりません。ただし、専任補助者制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者（現場代理人）が配置技術者を兼務するものとする。
- (注5) ・「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む（当該事実が上牧町で 確認できるものに限る。）
・「公共法人」とは、法人税法第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注6) ・現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
・ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」技術士法」に限る。
- (注7) ・複数の配置技術者（又は専任補助者）を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて代表者以外の構成員の配置予定技術者（専任補助者を除く。）については評価の対象としない。
- (注8) ・技術提案書の提出書類について、工事名が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも 漏れ落ちがある 場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。